

令和7年第5回高山市議会定例会

一般質問

◎一般質問の順序

月 日	議 員 名	会 派 名	ページ
9月8日（月）	1. 坂下美千代 議員	日本共産党高山市議団	1
	2. 上嶋希代子 議員	日本共産党高山市議団	3
	3. 松山 篤夫 議員	未 来	4
	4. 中村 匠郎 議員	新政たかやま	9
	5. 平戸 芳文 議員	新政たかやま	1 1
	6. 水野千恵子 議員	新政たかやま	1 2
9月9日（火）	1. 西田 稔 議員	新政たかやま	1 4
	2. 榎 隆司 議員	新政たかやま	1 5
	3. 丸山 純平 議員	みんなで未来をつくる会	1 6
	4. 益田 大輔 議員	みんなで未来をつくる会	1 7
	5. 山腰 恵一 議員	高山市議会公明党	1 9
	6. 中箴 博之 議員	高山市議会公明党	2 1
9月10日（水）	1. 片野 晶子 議員	創政クラブ	2 2
	2. 岩垣 和彦 議員	創政クラブ	2 4
	3. 倉田 博之 議員	創政クラブ	2 6
	4. 小井戸真人 議員	無会派	3 1

◎質問時間等については以下のとおりです。

議員の質問のみで40分。質問回数は制限なし。

※ 反問に要した質問及び答弁の時間は持ち時間に含めない。

◎一般質問の内容は次のとおり通告されています。

【坂 下 美 千 代 議員】

1. 学校給食の無償化について

- ①国の学校給食無償化は、来年度にまず小学校から開始となっているが、現時点の進捗状況や今後のスケジュールはどうなっているか
- ②小学校の学校給食無償化が始まれば、今まで市が支援していた約1.5億円を財源にして中学校の無償化もできるのではないか
- ③保護者の負担軽減のためにも、市は次年度からの給食の無償化を実現すべきではないか

2. 学校給食センター（新高山センター）の整備計画について

- ①新高山センターの民間委託を全国公募にしなければならなかったのは、センターの規模が大規模過ぎたからではないか
- ②現在ある支所地域の給食センターが新高山センターに統合することで、今まで支所地域の給食センターが利用していた地元産の野菜等を使えなくなることもあると聞いているが、そのことは地域にとって大きな損失になるのではないか
- ③住民や農家の方から、支所地域の給食センターの存続を求める声があるが、多くの住民からの意見を聴くことはできないか
- ④新高山センターへの統合について、支所地域の給食センターの給食を食べている子どもたちの意見を聴くことはできないか

3. こども誰でも通園制度について

- ①こども誰でも通園制度の概要及び市の受け入れ準備はどのようになっているか
- ②預けられるこどもへの影響や、通常保育の場に受け入れる場合では通常保育を受けているこどもたちへの影響の対応及び、受け入れる側の保育現場への十分な条件整備はどのようになるか
- ③医療的ケア児、障がい児、要支援家庭のこども等、多様なこどもの受け入れについてはどのようになるか

④子育て支援の場は人手不足と言われているが、市としての対応策はどのようなものか

【上 嶋 希 代 子 議員】

1. エアコンの設置について

- ①生活保護世帯へのエアコン設置に対する支援制度があるが、今年度の市への申請者数は
- ②公共施設への設置で、特に学校の体育館への設置についての現状は
- ③今後の公共施設へのエアコン設置の見通しと各家庭への支援策について市の考えは

2. 成長の段階に応じたこどもの居場所づくりについて

- ①中高生が気軽に集える居場所を求める声があるが、現状は
- ②北校下においては、放課後の子どもたちの居場所を求める声があるが、市の認識は
- ③子育て支援、若者支援として、早急に地域との連携を含めた居場所の確保に取り組むことが出来ないか

3. 介護医療院について

- ①高山厚生病院が廃院になって1年になるが、入院されていた方のその後の実態は
- ②退院後に独居となるなど安心して過ごす場所がなくなる人がいるが、早急に安心して入院できる施設を作る必要があるのではないか

4. 核兵器禁止条約に対する市長の考えについて

- ①今年の「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に署名をしなかった理由は
- ②市は、平和都市宣言を改め非核平和都市宣言にすべきと考えるが、市長の考えは

【松 山 篤 夫 議員】

1. 文化財保存活用地域計画の推進で解決すべき地域課題について

①「高山市文化財保存活用地域計画」認定後の情報発信について文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）では、どの自治体でも策定から認定に至る過程で可能な限りの調査や住民の巻き込みを行うため、作成過程も重要な取り組みではあるが、ではその認定がゴールかという点、これは言うまでもなくゴールではなく、逆に認定は地域計画を推進するスタートであると言える。では、そのスタートを切るに当たって、何より重要なのは、認定を受けたその内容について市民に広く周知することなのではないか。とりわけ、文化財所有者や管理者をはじめとする文化財保存・活用に直接的に関わる関係者には、今後の方向性や事業の計画について共有を図る必要がある。地域計画が、どのような議論を経て、いかなる目的で立案されたか、という計画の趣旨を共有し、市民に内容を深く理解してもらうためにも、地域計画認定を市内外に情報発信するようなシンポジウムの開催や計画書・概要版等の配布が必要だと考えるが、市の取り組みの予定は

②保存・活用に関する三つの個別目標のうち「知る」では、「次代を担う児童・生徒等が地域の歴史や文化の魅力に触れる機会を提供することは、自らが住む地域を知る契機となり、地域への愛着を醸成するために有効である」として、文化財施設と学校教育との連携や展示・博物館施設を活用した郷土教育の実施などが方針として掲げられている。また、保存・活用に関する三つの個別目標のうち「活かす」でも、各展示公開施設での展示内容の見直しが課題として示されているが、それ以前の問題として、必要とされる展示公開施設の無い地域には、ぜひ市民や子どもたちが地域の歴史文化資源の魅力に触れることのできる展示公開施設を整備して頂きたい。歴史文化資源に関する市内の展示公開施設や収蔵庫等の配置をみると、各地域に展示公開施設や「資料館」の名称をもつ施設がある一方で、唯一国府地域だけが収蔵庫のみの設置となっている。子どもたちが地元の歴史や文化を知り、各時代の特徴を学ぶことのできる施設の配置がないのは地域計画の個別目標に照らし合わせてみても大きな課題なのではないか。この課題解決に向けた市の考えは

③保存・活用に関する三つの個別目標のうち「守り伝える」では、「市所有の歴史民俗資料等を収蔵している収蔵庫等は、収蔵庫の建物でない伝統的な古民家や古い木造

校舎などを利用しているものも多くあります。そのため、温湿度管理や虫害対策など、木材や植物繊維などを原材料とした資料を将来にわたって適切に伝えていくための環境や体制が十分ではありません。また収蔵庫等の経年劣化や防火対策などの課題もあります」とした上で、「特に将来にわたって保存・活用していくべき資料を保管する収蔵庫等については、地域の意見なども踏まえながら、計画的に改修や防火対策等の整備を行います」と方針を示している。市内の収蔵施設を見た時に、確かに課題となっているように古民家や学校の旧校舎を収蔵施設に利用しているケースが多い中で、唯一「国府文化財収蔵庫」だけは一般の木造家屋を施設として利用しており、施設そのものが保存対象とはいえないような木造建物を敢えて収蔵施設として利用している理由がよく理解できない。この「国府文化財収蔵庫」については、早急に見直しが必要だと考えるが、市の考えは

2. 農業政策について

- ①農林水産省は、コメ高騰の原因を検証し、生産不足が根底にあると分析。気候変動が作柄に与える影響も深刻になっている。米を巡る構造変化を直視するなら、増産に転じるのは妥当だが、増産すれば、需給が緩み価格は下落しやすくなる。生産者が打撃を受ける場合に備え、一定の基準で所得を補償する仕組みも欲しい。米騒動の根本原因は「減反し過ぎと稲作農家の疲弊」にある。米農家の平均年齢は70歳を超えており後継者不在のまま、生産をやめる農家も多い。耕作放棄地の拡大が懸念されている。農地の集約化は欠かせないが、中山間地では難しい面がある。生産者と消費者の双方の利益につながる改革がスピード感をもって進められるべきである。市の包括的な稲作ビジョンについて伺う
- ②主食用から飼料米や大豆、小麦への転換を促す転作奨励金も縮小される方向だが、飼料米は畜産農家にとって必要な飼料であるが、市の見解は
- ③全農家が生き残る適正な生産者米価は60キロ当たりどれくらいの価格が妥当であるのか。「適正価格」を農家一人ひとりが考えることが大切となる。平地と中山間地とでは生産コストは中山間地の方が当然コストが高い。条件不利地を守っている農家の米はより高い値段が適正となる。自分にとっての適正価格、再生可能な価格を

知ることが大切である。直売の場合には、お客様に値段の根拠を説明できるし、農業協同組合に対しても主張していける。米騒動に乗じて消費者も流通業者も米の価値を「てんで勝手」に語っている今だからこそ、農家自身が改めて適正価格を考えることが大切。また、政府は規模拡大や輸出による「攻めの農業」というが、就農人口がどんどん減って管理できない農地が増える中で手が回りきらない実情がある。「守る農業」と主張したい。いつきの価格高騰ではなく、若い人たちが農業で生活できて一緒に地域を守っていける価格が安定的に続くことが大切であるが、市の展望は

- ④米農家が減ると地域の景観や文化、産業も維持できなくなる。米は日本人の食卓に欠かせない主食であると同時に地域のあり方にも大きく影響する作物である。米価の動向は単なる「商品価格」ではなく、地域社会の持続可能性に直結する問題である。地域の多くの農家が農業をやめていき、水利組合の維持も難しくなっている。小さな農家を生かす政策が必要であり、このままでは地域社会、村落そのものが大店法でやられた商店街のようになってしまう。市の見解は
- ⑤農業経営は災害や天候に大きく左右されるので、それに耐えられる体力、持続可能な経営力が必要である。中山間地になると、自然環境保護や水資源の確保といった国土保全面などの特別な補償がなければ経営が合わないのが現状である。市の見解は
- ⑥中山間地は平地と比べて水がきれいで寒暖差が大きく粘土質の土壌が多いので、米は圧倒的においしくなる。平地は規模の経済性で利益率が上がり大きな農業所得を得ることができるが、中山間地は個人販売をすることでブランド力がつけば平地より儲けることが可能である。また、中山間地は耕作放棄地の拡大が止まらないような状況なので、新規就農者などが圃場を確保するのは平地よりも容易である。市の中山間地における耕作放棄地の展望は
- ⑦気候変動は一次産業のリスクの最たるものである。温暖化というある程度予測できる気候変動については、各品目の産地が北上していかざるを得ないので適地適作の対応が求められる。その他にもゲリラ豪雨が頻発したり、台風のルートがこれまでとは変わってきたり、今後生産現場には大きな影響が出てくることは避けられない。これまでのやり方にとらわれず、変化に対してスピード感をもって対応していくこ

とが重要となる。市の見解は

- ⑧清酒製造において原料となる米は、主食用米とは異なり、酒米が使用されるケースが多い。酒米は酒造り以外の用途で使用されることがないため、栽培に際しては契約栽培となる。流通経路は生産者が生産した酒米は地場の農業協同組合や全国農業協同組合連合会を通じ、都道府県の酒造協同組合から酒造業者へと流通する。農林水産省が公表する「酒造好適米等の需要量調査」によれば、近年は毎年需要量（推計値）を上回る生産量が確保されており、地域や品種ごとの供給不足が生じる可能性はあるものの、酒米全体としては十分な生産量が維持されてきた。しかしながら、2024年夏頃から主食用米の価格が継続的に上昇した影響で、酒米から主食用米への転作を選択する生産者が出てきた。酒米は主食用米に比べ、手間が増す上に反収が低くなりやすいため、主食用米よりも高値で取引されてきたが、主食用米の取引価格が大幅に上昇し、酒米の取引価格と逆転する事態が発生している。その結果、酒米生産の経済的インセンティブが低下し、酒米生産から主食用米生産に切り替える生産者が一定数存在する。一部地域では2025年度の県内産酒米収穫量が4割減少、酒米の取引価格が3割上昇する等の報道がなされている。酒米の供給不足により、計画していた清酒の生産量が未達になり顧客の元に商品が届かなくなる可能性があるほか、取引価格の上昇は価格転嫁ができない場合、酒蔵経営に圧迫が出てくる。市の酒米（ひだほまれ）の生産状況と今後の見通し、地酒の製造への影響は

3. 消費者トラブルの被害防止策について

- ①特殊詐欺や悪質商法の手口が複雑化し、巧妙化する中で、高齢化や独居化は進展している。警察官をかたって、高齢者らをだます特殊詐欺事件が高山市でも発生している。市における被害件数や被害額などの状況は
- ②高齢者等の消費者被害の早期発見や未然防止の重要性が高まっている。そこで県では地域全体で見守る仕組みの促進及び活動を行う「岐阜県消費者安全確保地域協議会（高齢者等見守りネットワーク）」を設置した。高齢者らの見守りネットワークは、消費生活センターや警察、地域包括支援センターなどで構成される。個人情報共有するため迅速な対応が可能になるほか、活動のため国の交付金が受けられる利点

がある。県内市町村での設置は現状 7 市にとどまっているが、市の設置への考えは

4. 改正鳥獣保護管理法について

- ① 9 月 1 日から、市町村の判断で市街地などでも特例的に猟銃を使う「緊急銃猟」が可能になった。(ア) 人の生活圏に侵入、(イ) 緊急性が認められる、(ウ) 銃以外で捕獲困難、(エ) 安全性の確保の全ての条件を満たしている場合に、自治体の判断で発砲が可能になるが、出沒が相次ぐ地域からは新たな制度に懸念の声があがっている。自治体側は、発砲までの手続きが多いため、捕獲できるのかという懸念があるとのことである。また、改正法では、発砲による物損・人的被害などの損害について、自治体が保証するようにと記載されているが、ハンターがけがをした場合や銃の所持許可が取り消される可能性については記載されていない。人命だけでなく、自治体やハンターの立場を守ることができるのか、市の見解は
- ② 熊被害の根底には、少子高齢化や過疎化で、里山の管理に手がまわらず、小規模農業も衰退、熊などが人間の居住地に接近しやすくなった問題がある。野生動物との共存や生態系を守れる環境を整えていくため、専門知識を持つ人が地域で目配りできる体制をつくることも必要である。市の見解は。また今年の熊による被害状況は

【中 村 匠 郎 議員】

1. 物価高騰対策と地域福祉を結ぶコミュニティガーデン構想について

- ①物価高騰が続く中、就労による所得のない年金受給世代ではエンゲル係数が上昇し、実質的な生活のゆとりが縮小している。こうした実情と課題について、市の認識は
- ②高年介護課が所管する「いきいき健康農園」は、高齢者の健康保持・生きがいに有効な施策と考える。しかし農園近隣に居住していない免許返納者や、2～3坪を継続的に耕作することが難しい高齢者にとっては利用のハードルが高いと考える。こうした利用格差や課題について、市はどのように認識しているか
- ③「いきいき健康農園」や農務課所管の「市民ふれあいファミリー農園」では、野菜づくりを通じた健康づくり・家族のふれあいを推進している。これに加え、新たな物価高騰対策として、地域住民が共同で管理・運営するコミュニティガーデンを設けることで、地消地産を推進しつつ、高齢者やこども、移住者など幅広い世代の交流拠点ともなり得る。このような新たな農業の在り方について、市の考えは
- ④市街地の遊休地活用策の手段として、地域主導型のコミュニティガーデンを位置づけ、地域再生を図る可能性について市の考えは

2. 放課後児童クラブの夏休み利用を通じて見える、こどもの居場所づくりの課題について

- ①過去最高の受入れ人数となった今年度の放課後児童クラブだが、夏休み期間中の利用状況はどうであったか。あわせて、学童によっては専用スペースに加えて他の教室も活用していると聞くが、それが可能な学校とそうでない学校の違いは何か
- ②放課後児童クラブでは、低学年と高学年で必要な支援や過ごし方が大きく異なるにもかかわらず、一律の運営基準で対応している。また、職員の確保は年々難しく、夏休みの臨時職員確保にも苦労があったと聞く。こうしたこども側と運営側の双方の課題を、市はどのように認識しているのか
- ③今後、児童数の減少と職員確保の一層の困難化、そして共働き世帯の常態化が進む中で、現状の仕組みを前提とした運営の継続には限界があるのではないかと。学年ごとに適した場所の整備や、高学年については中学校との統合利用を視野に入れるな

ど、限られた人材を効率的に配置できる柔軟な体制整備について、市は早期にどのような示していくのか

3. 市の「稼ぐ力」を支えるB to B型シティプロモーション機能の整備について

①当市には市民向けの広報を担う「広報公聴課」、観光やブランド価値の発信を担う「飛騨高山プロモーション戦略部」など、主にB to C（市民・観光客）を対象とした発信機能は存在している。一方で、企業や大学、都市圏の自治体など、外部法人・団体を対象とするB to B型の戦略的なプロモーションやブランディング機能は、現状どの部署が、どのような形で担っているのか

②民間企業においては、投資家・取引先・協業先を対象とするIR機能や、戦略的な営業・マーケティング部門が不可欠である。今後ますます自治体・地域としても「稼ぐ力」の強化が求められる中で、企業版ふるさと納税やカーボンクレジットの販売による新たな財源開発、DX・脱炭素など成長分野のパートナー誘致、大学連携センターを軸とした産学官連携の深化など、B to B型のプロモーション機能は不可欠であると考えます。これらを具体的に推進する体制整備の必要性について、市の見解は

【平 戸 芳 文 議員】

1. 荘川さくら学園の特色ある教育課程及び制度の運用について

- ①本市で初めて設置された義務教育学校「荘川さくら学園」が開校から最初の前期が間もなく終わる。児童生徒や教職員の変化や効果など、どのように捉えているか
- ②教育課程特例校として、保育園からの英語教育の取組みの状況は。また、教育課程を弾力的に編成するなど取組みを拡充する考えは
- ③学区外からの通学を認める特認校が来年度から始まるが、その準備状況と移住・定住に繋げるための地域と連携した取組みの考えは

2. ひだ木遊館木っずテラスについて

- ①昨年11月にオープンした「ひだ木遊館木っずテラス」の運営状況は
- ②ひだ木遊館に対する市や県の支援内容と現在の課題は
- ③木育を重視し、木育の拠点としての木っずテラスと学校が連携し、学校の授業で活用するなどカリキュラムに組み込むことはできないか

3. 森林環境税と森林環境譲与税について

- ①令和6年度から国民への森林環境税の課税が開始され、森林環境譲与税の譲与も満額配分が行われた。また、譲与割合も見直され増額になったと聞いたが、令和7年度の交付状況は
- ②監査指摘事項となっている森林環境整備基金の令和7年度の活用状況は。全国の状況は
- ③森林環境譲与税の今年度の使い道は

【水 野 千 恵 子 議員】

1. 市中心地の公共交通について

- ①中橋周辺においてのバスの一方通行の試行運用が4月から始まり半年たったが、周辺道路の安全性やバスツアーの影響等、現段階での検証結果からわかる効果または課題にはどのようなものがあるか
- ②神明駐車場はバス区画が17台分あるが、土曜日や繁忙期の昼はすぐに満車になり高山別院駐車場等に誘導するしかないがバス及び自家用車の駐車場に関しての意見にはどのようなものがあるか
- ③「高山市公共交通活性化協議会」の役割、ねらいは
- ④域内におけるライドシェアの動向とそれに対する市の見解は
- ⑤岐阜市は2023年から自動運転バスの実証実験を行い、ついに完全自動運転のレベル4まで実現が可能になったと先日発表した。市ではひとつの例としての検討または議論の俎上に上ったことはあるか

2. 増加する民泊に対する市の考え方について

- ①市ではホテルの建設も続いており、民泊、ゲストハウス等が増えていることを実感する。このような状況の中、一般市民には民泊とゲストハウスの明確な区別がつきづらい。そこで、民泊の定義について伺う
- ②特に街中に顕著に増えていて、いつの間にか宿になっていることに市民の不安が高まっているが、県としての許認可制度は厳しくはないのか。市としてはどのように捉えているのか。参入のしやすさが増加に拍車をかけていないか
- ③一番危惧されるのはオーナーが域外の人で近隣に詳しい説明もなく宿がオープンすることでゴミ問題、騒音問題等トラブルが起きた際の対処が迅速に行われないことだ。経営者、管理者が常駐して然るべきであるが、平成30年6月に施行された「高山市民泊ガイド」にはそのような記載が見当たらない。実際24時間常駐の義務はないことなどから、国内において民泊が犯罪に使われる事例も起きている。京都市では管理者の常駐義務を厳格に定めているように市も条例に至らないまでも、良質な民泊提供のためにガイドラインを見直す考えは

- ④民泊を運営する際は「民泊許可もしくは届出標識」を玄関など見やすい場所に掲示する義務がある。高山市民泊ガイドにも掲載されているが、民泊の物件数も多く、1～2年で急激に増えている現状でチェック体制は追いついているのか。10月から始まる宿泊税徴収にも関わることなので万全な対策が必要と考えるがどうか

3. 特定外来生物防除について

- ①市内ではオオハンゴンソウ、オオキンケイギクを中心に特定外来植物が年々増えている。現状の分布調査は進んでいるのか
- ②ボランティアの協力で効果の出ている場所もある。言うまでもなく広域的かつ長期的で地道な協働管理が必要だが、防除に最適な6月、7月は一番暑い時期と重なるため課題も多い。地域の方も巻き込んでイベントの一部として防除に協力してもらするなど、よい仕組み作りが必要と考えるがどうか

【西 田 稔 議員】

1. 市の子育て環境の整備について

- ①合併記念公園の現状と今後の設備更新について市の見解は
- ②高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画における施設の機能再編において、総合福祉センター敷地内にあるミニＳＬコースについて市はどのように考えているか
- ③資源リサイクルセンター埋立処分地の跡地に建設が計画されている公園など、今後予定されている公園整備にあたりミニＳＬ乗車会が実施できるような整備ができないか
- ④ＮＰＯ法人高山おもちゃ病院が活動を継続できるよう、市としての支援が考えられないか
- ⑤市民からも要望のある旧高山厚生病院跡地の市民公園としての整備について、市の考えは

2. 車両による騒音対策について

- ①改造車・二輪車による騒音について、市にはどのような苦情が寄せられているか、現状把握はされているのか
- ②警察や地方運輸局、店舗との連携について、市はどのように対応しているのか
- ③市民が安心して暮らせる生活環境として、騒音公害から市民を守るために市はどのように取り組んでいくのか

3. 老朽化した慰霊碑について

- ①戦後８０年が経過し戦没者慰霊碑の多くが老朽化しているが、個人も含めて建立した慰霊碑について市は把握しているか
- ②地震などにより倒壊や破損の危険を防ぐため、市は安全管理の観点からどのような対策を講じていく必要があると考えるか
- ③歴史的資料として、碑文や建立経緯をデジタルアーカイブとして残す取組みを進められないか、市の見解は

【榎 隆 司 議員】

1. 農業について

- ①営農面積や農業従事者が減少している課題を市はどのように捉え、今後の取組をどう進めていくのか
- ②有機農業の現状（面積、有機就農者数、有機 J A S マークの取得数）と今後、面積拡大等に向けどう取り組んでいくのか
- ③狭小な農地が多い中山間地域において、効率的な営農をしていくために圃場整備が必要と考えるが、市の見解は
- ④棚田の保存活動を積極的に行う必要があると考えるが、市の見解は
- ⑤汚泥の堆肥化の現状は。また、安全な提供ができているのか

2. 飛驒民俗村の観光誘客に向けた取組について

- ①年間の入館者数や集客力強化の取組状況とその評価は
- ②周辺エリアで景観整備を行う必要がある箇所の把握と対応策は
- ③松倉・民俗村エリアの回遊性や滞在時間を増やすために、デジタルポイント制度を導入する考えは

3. 「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」に基づく、新規施設への対応について

- ①高山市の魅力である景観を守り、持続可能な観光地であり続けるための「高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例」になじまない事業者への対応や課題について
- ②事業者の実態が分からないような民泊や大規模開発などが予定されている土地や建物の所有者情報を事業者及び市民と共有ができないか

【丸 山 純 平 議員】

1. 高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例について

- ①路上喫煙禁止区域の指定は制定当初のままか。人流や観光拠点の変化を踏まえた見直しの考えは
- ②市内の喫煙所整備の現状は。路上喫煙禁止区域における数や配置は適切か。観光客や市民の利便性と路上喫煙防止を両立する見直しの考えは
- ③外国人観光客を含む違反者に対し、過料を実際に徴収できているのか。運用上の課題は
- ④過料額や徴収の仕組みを見直し、制度を厳格化する条例改正への考えは

2. 「個別避難計画」の作成について

- ①個別避難計画の作成の進捗状況、更新体制は
- ②「避難行動要支援者名簿」に記載される時点で取りこぼしはないのか
- ③関係者への情報提供において、本人の同意の有無による課題は
- ④実効性の高い個別避難計画を着実に作成していく上で、今後の工夫や展望は

3. ジェンダーギャップ解消に向けた取組について

- ①「第5次高山市男女共同参画基本計画」における指標の達成見込みは
- ②市内事業者の育休取得率や賃金格差、家事育児の時間配分など、実態に即した指標の拡充の検討は。市独自の認定制度やインセンティブ施策を導入すべきでは
- ③当事者である女性や性的少数者の声を計画に反映し、参画意識を高める仕組みづくりが必要では
- ④政策立案・予算編成にジェンダーギャップ解消の視点を反映させるには、推進体制が重要と考えるが現状の認識は

【益 田 大 輔 議員】

1. 市における付添入院の課題と医療政策の優先順位について

- ①小児医療の現状と付添入院の課題について市の認識は
- ②付添を前提としない看護体制の整備について市の考えは
- ③経済的・社会的支援について市の考えは
- ④市の医療政策の優先順位について市の考えは
- ⑤地域完結型の医療・介護提供体制を構築するには精神医療を新たな地域医療構想に位置づけることが必要と考えるが市の見解は

2. 芸術とともにあるまちづくりについて

- ①市内のコンサートホールの体験企画について市の考えは
- ②ストリートピアノを活かしたまちづくりについて市の考えは
- ③芸術祭を通じた地域課題解決について市の考えは
- ④文化芸術を核としたまちの将来像について市の見解は

3. 福祉の信頼性を高める相談支援体制について

- ①相談支援専門員の無資格登用事案について、どのように事態を把握し指導していたのか市の見解は
- ②相談支援事業所の監査の現状に関し、市の認識は
- ③発覚してから報酬を返還するまで2年ほどかかっているが、市はどのような対応をとったのか
- ④「業務に対する問い合わせはなく、利用者が不利益を被ったこともない」とあるが、利用者への説明責任について市の見解は
- ⑤市の責任と高山市社会福祉協議会への指導、再発防止について市の考えは

4. 夏休み明けの子どもを支える教育環境について

①夏休み明けの登校状況について市の認識は

②夏休み中のメンタルヘルスへの支援とその後の配慮について市の取組は

③不登校の低学年化、多様なこどものあり方に対する教育環境の提供について市の考えは

【山 腰 恵 一 議員】

1. 人口減少地域における関係人口の創出・拡大・深化について

- ①関係人口は、どのような人々が地域につながりを持ち継続的に関わっているのかを可視化し、見える化することが大事である。市は、見える化をどう図り推進するのか
- ②多様な人々が地域に継続的に関わる関係人口の創出・拡大・関わりの深化をどう推進し、活力ある地域づくりを目指そうとしているのか。また、こうした関係人口の関わりをつくるためには、受け入れる地域の土壌づくりが必要とされる。市の考えは
- ③政府は、関係人口に着目し住所地以外の地域に継続的に関わる人々を「第二の故郷」として任意で登録し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる「ふるさと住民登録制度」の創設を表明した。市は「ふるさと住民登録制度」を創設し活性化につなげる考えは
- ④近年、「二地域居住」というライフスタイルが注目され、ニーズが高まっている。地方へ人の流れを創出・拡大するためにも有効である。市は地域の活性化のためにも促進する考えは

2. 気象警報発表時の小中学校の対応について

- ①気象警報発表時における教育委員会の判断基準はどのようになっているのか
- ②去る6月23日、未明から激しい雨が降り続き明け方には河川が増水し、側溝は溢れ道路は冠水していた。岐阜地方気象台は午前6時48分に洪水警報を発表した。学校は児童生徒の登校の安全を守るため始業時間を遅らせた。雨はさらに激しさを増し、河川も氾濫開始水位近くまで上昇、道路は至るところで冠水し、10時13分には、洪水警報に加え大雨警報（土砂災害）が発表された。その時間は登校時間と重なり、生徒は土砂降りの中を登校することとなり、生徒の安全を脅かす恐れがあった。10時20分には、市災害対策本部が警戒レベル3の高齢者等避難を発令、対象地域の避難所が開設された。10時40分に警戒レベル4の避難指示が発令され、学校は休校扱いとなった。こうしたタイミングでの休校や各校での登校・自宅

待機の判断は適切であったのか

③気象警報発表時の危機管理課と教育委員会との連携は、どの時点でどのように取られているのか

④近年、気候の変化による急速な気象警報等の発表が相次ぐ中、児童生徒の安全確保に向けた登下校の判断基準は、現在のままでよいのか。気象警報等の状況に即した判断基準を考える必要はないのか

⑤教職員は、気象警報等の種類と予測される災害を十分に理解し、想定される災害の知識を身につけ事前の対応や安全確認などを行う必要がある。教職員の更なる防災能力向上を図るため、国土交通省が委嘱し岐阜県が任命している気象防災アドバイザーを活用してはどうか

3. 通学路等の安全確保について

①交通事故によって通学路等の防護柵（ガードパイプ、ガードフェンス等）の破損が見られ、修繕されずに長い間放置されているところがある。こうした情報をどのように把握しているのか

②道路管理者の責任において、早期に修繕するよう当事者等に求める考えは

4. R S ウイルス感染症について

①R S ウイルス感染症についての現状は

②R S ウイルス感染症に対する妊婦や乳幼児へのワクチン接種の公費助成の考えは

【中 箴 博 之 議員】

1. 荘川町六厩の産業廃棄物最終処分場建設計画について

- ①市として建設反対の強い意志を示すタイミングでは
- ②合理的根拠に基づく理論武装のための戦略的な予算措置が必要では

2. 水道の危機管理について

- ①断水の危機を回避する水道水源の保全対策は万全か
- ②水道に関する市民への情報提供に課題はないか
- ③水道GISが有効活用し切れていないのでは
- ④施設ごとのリスク管理計画が必要なのでは

3. 公共工事の透明性確保と説明責任について

- ①予定価格の設定にあたって実勢価格の把握に怠りがないか
- ②不透明といわれる工事経費の積算基準を明確化する考えは
- ③積算した設計金額と予定価格に乖離はないか
- ④指名停止措置に不公平はないか
- ⑤市と請負業者は対等といえるか

【片 野 晶 子 議員】

1. 高山市教育大綱について

- ①「高山市教育大綱」は平成29年3月23日に掲げられた。8年取り組まれてきたが、どのように検証・評価しているか
- ②基本方針に掲げられている「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」について、目指している姿に近づいているか
- ③基本方針に掲げられている「豊かな心」について、この大綱に基づいて取組を進める上で子どもたち自身の声を聴くことが不可欠だと考えるが学校生活に対する満足度や、子どもたちが抱える悩み・課題について、どのように把握・評価されているか
- ④基本方針には「生まれ来る子どもたちが、安心して希望に満ちた日々を送ることができるようになります」とある。子どもたちが将来に向けて目標・夢・ビジョンを持つことが大切だと思うが、教育現場ではどのように把握されているか
- ⑤児童生徒の現状を把握するためには何をどう感じ、どう認識しているかを聴かなくては分からないと考える。この大綱が決定されてから8年目にあたり、これからの市の学校教育の在り方を考える上で子ども幸福度調査を一斉にしてはどうか。こういった調査が教育振興基本計画の実現につながると考えるがどうか

2. 教員の人材確保について

- ①市における教員の定年前退職や離職の傾向と、その主な理由について、どのように分析・把握されているか
- ②文部科学省が2022年に公表した「教員不足に関する実態調査」では、2021年時点で全国で2,558人の教員が不足していたとされている。市における教員の充足状況と、今後の不足の可能性についてどのように見通されているか
- ③臨時的任用教職員及び非常勤講師の採用のシステムはどうなっているか
- ④将来的な教員不足に備え、高校生のうち教育系大学・学部への進学予定者や教職志望者を市として把握し、就職時に（採用ではなく）学校で働く意思があるかどうかを確認できるような仕組みを整えておくことについて、どのように考えるか

- ⑤教育現場では、人と人との関わりが何よりも重要であり、教員が誇りをもって働ける環境づくりが不可欠と考える。こうした前提のもとで、現場教員の声を継続的に聞き取り、教育施策に反映していく仕組みを構築すべきではないか。また、AIやデジタル技術の導入が、教員の役割やこどもとの関係性にどのような影響を与えているのかについても、現場の実感を踏まえた丁寧な検証が必要と考えるがどうか

3. こども食堂のニーズについて

- ①地域によってこども食堂の数や活動に差があるように感じるが、市としては現状をどう捉えているか。またこども食堂が地域のニーズに合っているのかを、どんな方法で評価されているか
- ②こども食堂を必要としているお子さんや家庭のニーズ（場所、開所日、時間帯、提供形態など）をどのように把握し、吸い上げているか。その声をどのように運営や支援に反映しているか
- ③必要としているお子さんや家庭へ届けるためのアナウンスはどのような形で行われているか
- ④こども食堂は、支援を必要とする家庭が希望する形（例：食事の持ち帰り、利用時間の柔軟化など）で支援を受けられるよう、支給条件や運営体制に柔軟性を持たせることは可能か。広い本市においてはキッチンカーなどの可動式のものも可能にしていく必要はないか
- ⑤地域の多様なニーズに応えるために、こども食堂の運営にフードバンク機能を加えることは可能か

【岩 垣 和 彦 議員】

1. 市内観光客の現状と地域経済の課題と対応について

- ①訪日外国人観光客は町なかを中心に増加の一途を感じるが、特にウィークデイにおける国内観光客の減少が顕著になっていないか。これまでも国内観光客は、観光消費を考えた際に、外国人観光客以上に地域経済に大きく貢献してきたと感じている。今後、国内観光客の減少による市内経済に及ぼす影響をどう予測し対応策が検討されているか
- ②市は従前から観光消費額における経済波及効果について、消費額を事業者アンケートを通じ数値を分析する中で2倍以上とされてきた。近年はコロナ禍も過ぎ外国人観光客が一気に増加する中で、観光消費額は令和6年度で1,193億円まで増加している。しかし、市内の経済状況を考えた際に2倍の経済効果があるとは実感として受け止められないが、観光消費額の推移と市内における経済波及効果をどう把握し経済の好循環に向けた見解を持っているか
- ③2020年の高山市産業連関表の分析結果において、市の産業別生産額（上位15部門）から観光消費と関連する業種は、小売業、運輸業、卸売業、飲食サービス、宿泊業となり、全ての部門が直接観光消費と関連しているわけではないが、5部門で1,178億円となる。市内生産額のうち5部門が占める割合は、化学製品生産額の2倍を超えていることを踏まえると観光消費が市内経済の循環に大きく関わっているとと言える。しかし、それが市民全体の所得増加に繋がっていないとすれば、資金循環の仕組みに不足する点があるのではないのか。この現状への認識を伺う
- ④外国人観光客数が急増する中で、飲食店の人手不足や外国人対応を敬遠する店舗もあり外国人観光客数の増加に見合った飲食店の店舗数になっておらず需給バランスが非常に悪い状況となっている。外国人観光客はコンビニ等で食事を済ませる場合も多いことを考えれば、公共の飲食店の設置も必要と考えるが市の見解は
- ⑤コロナ禍を過ぎ国内景気は回復基調とされるが、物価高や資源高により市民生活は好景気に浮かれる状況では全くなく、市内には外国人観光客が溢れる一方、市民の暮らしは二極化が進んでいる。市内においては特に大型店やチェーン店と競合する事業は、じり貧の状況が続いていることから、市内経済の牽引と個人事業者等の一助となるための経済対策を講じる考えはないか

⑥ 2024年10月から岐阜県の最低賃金は1,001円に引き上げられたが、2025年8月4日に中央最低賃金審議会から+63円の引き上げが提示され、2025年10月以降には1,064円になる見通し。働く側も物価高や資源高による支出増に対応しきれておらず賃金上昇は当然とも言える。一方で中小・零細事業者が殆どを占める市内の実情から事業収益が膨らむどころか物価高や資源高、更に高齢化と相対客数の減少等で収益確保が困難な中で賃金上昇は死活問題でもある。特に零細や個人事業者の事業継続に向けた市の考えは

2. 獣害の対応について

①野生の熊・イノシシの出没が全国で顕著となり、農作物の被害はもとより人身被害も拡大している。侵入防止柵や電気柵、わな設置など他に抜本的な策がない中で農業従事者が一段と高齢化し、被害でやる気を喪失する農業者が増え、耕作放棄地も増加している。豚熱発症時は、イノシシも減少した感があったが、冬季における降雪量も影響するため最近では増加傾向となっている。人里へ頻繁に出入りする状況であるが、優良農地の保全と農業者の耕作意欲向上のために更なる対策は考えられないか。農作物被害はもとより、畦畔やのり面の破壊により修繕意欲が損なわれ、耕作や草刈りなど作業意欲まで失われてしまう。イノシシ等が畦畔やのり面を破壊させた場合の修繕への支援策等を整える考えはないか

②全国的に住宅街での熊の出没が相次いでおり、人身被害が問題となっている。市内でも住宅街に熊が出没し捕獲された事例も発生している。熊の被害は人身被害と直結するため全国的に対策が急がれている。特に熊の出没対応には猟友会の協力なくしては不可能。しかし、猟師も高齢化で猟の技術など伝承が困難になる傾向もある。こういった状況を含め、市としての対応策は。狩猟期間の延長や、わな（箱わな、くくりわな）設置数の増加、猟師の確保策を含め報奨金の増額などあらゆる対応が求められるのではないか

【倉 田 博 之 議員】

1. 「流域治水」及び「第3期岐阜県強靱化計画」との連携による、慢性的な土砂水害被災箇所への抜本対策、並びに宮川防災ダムの機能補強について

①短時間強雨の発生や台風の大型化等により、近年は全国各地で浸水や土砂による被害が頻発している。本市においてもこれまで数々の被害に見舞われてきたが、本年6月下旬にも、線状降水帯とされる豪雨によりおびただしい浸水・土砂被害が発生した。国は、治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し、集水域と河川区域のみならず氾濫域も含めて一つの流域として捉える「流域治水」の考えをもって、地域の特性に応じた減災対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるとしており、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策を一層加速する考えを示している。岐阜県においても、「流域治水」の取組みに加え砂防堰堤や治山ダムの整備を、今年度から5年間の「第3期岐阜県強靱化計画」に位置づけると知事が表明された。本市の災害復旧においては、市や事業者の献身的な努力により素早い対応が行われていることに感謝と敬意を表するが、被災箇所の中には同様の事態が何度も繰り返されているところが数多くあり、そういったエリアでは、心労と疲弊がひときわ色濃く住民生活に影を落としている。繰り返されるものの中でも、土砂などを伴わない小エリア内での溢水被害であれば、市の裁量で機能補強の対応も可能だと考えるが、小エリアであっても土砂が伴う災害には砂防堰堤の建設・機能補強など大掛かりな抜本的対策が必要となり、国・県との連携が欠かせない。災害においては、まず早急な対症的復旧は当然としても、それだけにとどまらない将来の防災・減災を見据えた根本的対応の視点が強く求められるものだが、今回もまさに、国・県の方針を踏まえたそれぞれへの強力な働きかけが必要と考えられる。同一箇所でも反復される災害から市民生活を守る対策について市の考えをお聞きする

②宮川の上流一之宮町ヌクイ谷で1971年に竣工した宮川防災ダムは、宮川の流量調節を通して高山盆地の治水に大きく役立っているものと認識しており、6月の豪雨の際も貯水容量はなお30%超の余裕があったと聞いた。ただし約半日で収まった今回の線状降水帯が、あれほど激しく感じたにもかかわらず時間雨量も20ミリメートル程度であったと聞く中において、全国の事例にみる複数日にわたる50ミ

リメートル級もしくはそれ以上の局所豪雨といった事態を想定するとき、ダム容量 30%の余力にこれから先も全幅の信頼を寄せてよいか不安を禁じえない。ましてや、これまでも越流寸前の危機は平成16年の大豪雨をはじめ何度かあったと伺うなかではなおさらだ。一般財団法人日本ダム協会のダム便覧によると総貯水容量は 1,628,000 立方メートルで東京ドームの体積の約 1.3 倍だが、当施設は治水専用のアースダムであり、放流ゲートがなく、自由越流式洪水吐の排水口があるのみなので事前放流もできず、一定程度の流量抑制はできても実質的な雨水貯水容量は割引いて捉えなければならない。当施設が及ぼす氾濫抑制効果の範囲は高山地域上流部（石浦町近辺）までとされているが、一たび越流したら、あるいは水圧や地震などで老朽施設の損壊が起きたならば、程度によってはそのはるか下流にまで広範囲に影響が及ぶものと自分は確信している。当施設は10年ほど前にしゅんせつやメンテナンスが行われた記憶がかすかにあるが、完成後54年を経た当施設の現況及びメンテナンス計画はどうなっているか。ダム事業者は岐阜県だが、被害防止のための制御や監視は高山市の役割であるためお尋ねする

- ③日本ダム協会は、当施設について「アースダムは越流に弱く、本来ならば治水用途には向かない」との見解を示しており、越流から氾濫に至る大きな可能性についても②で述べてきた。また、6月豪雨の際、貯水容量に30%超の余裕があったにもかかわらず、高山市街地における宮川の水位が近年で最も高かったことは、当施設下流の集水域においての降水流量を制御する機能が著しく欠如していることの証と捉えられる。このままでは遠くない将来に、高山市の経済構造さえ大転換を強いられ、都市の持続可能性を危うくするような大災害が起きないとも限らず、「気候変動による降雨量の増加などを考慮した流域治水計画」に基づく宮川防災ダム第二ダムの建設の必要性を強く認識する。現施設の下流域に第二ダムを建設し、第一ダムの容量不足や脆弱性を補完するとともに、より広域の集水機能を持たせることで、市民の命を守り人口集積地における都市機能や観光商業機能の壊滅を防ぐことを国・県に強く働きかけていくべきだと考えるが、市の見解は

2. 戦後81年以後も「平和の思い」をしっかりと語り継ぐべき社会的使命と、その継承活

動について

- ①「本当は辛くて思い出したくない記憶を伝えてくださる被爆者の方々から、直接話を聞く機会は少なくなっています。どんなに時が流れても、あの悲劇を風化させず、記録として被爆者の声を次の世代へ語り継いでいく使命が私たちにはあります。」これは令和7年8月6日、広島の平和式典でのこども代表の言葉だ。「被爆者の方々」は本質問において「戦時を体験された方々」と読み替えていただきたい。「戦後80年」は社会的にも大きく扱われ、メディアや報道も例年にも増して平和の思いの継承を伝えている。本市でもこの機に様々な民間活動が活発に行われ、それらに対する市の支援体制や、学校からも平和学習の成果報告とともに遺族会の皆さんが作成される記録集を平和学習に活用することなどが、本年3月の一般質問答弁で示され、それらはとても意義深い取組みだと受け止めた。しかしながら戦後81年以後もより前向きに取り組んでいくべき「思いの継承」において、市の意欲に何か物足りなさを感じてしまった。「市はちゃんとやっている」「別の形で機能確保している」「だからそれで責任は果たしている」といった行政事務の合理性最優先的な思考回路は、市民意識が遠のけば廃止の方向となる他の政策とは一線を画すべき本案件においてふさわしくないものだ。なぜなら、そもそも平和の取組みは平和志向の市民意識醸成を目指すものだから。広島のこども代表はこう締めくくる。「私たちが、被爆者の方々の思いを語り継ぎ、一人一人の声を紡ぎながら、平和を作り上げていきます。」と。この子たちだけでなく、社会として語り継ぐとはどういうことだろう。単年ごとに事務的に事業をこなしていけば語り継いだことになるのだろうか。取組みの力で、広島のこどもたちのような使命感を一人ひとりの市民に芽生えさせ、育んで継続させることこそが語り継ぎの成立なのではないか。そのことが「高山市平和都市宣言」の大目標ではなかったか。戦後80年の熱量が、このまま来年以降も続いてはいかないだろうと思われる中で、「一人ひとりが考え行動し平和に向かうネバーギブアップの精神を誰かに引き継いでいく（広島市長）」そのきっかけを創り市民を導引する中心的存在は、これから先は行政が大きく担わなければならないはずだ。現在、様々な団体が思いを継承する活動を行っているが、これから先その力はどんどん衰えていく。「私たちは過去から学び、未来へ伝えていきます」と平和都市を宣言した高山市であるならば、その普遍的な目的への推進において、減退する資源を代

替できるのは市役所しかない。むしろ段階的であるにせよ、市が活動の中心となって精神を受け継いでいかなければならないものであるはずだ。「民間活動の後継者問題はその団体が対処して活動すればよい」という理論は、本案件に限り本質的にも物理的にももはや当てはまらず、民間団体への側面支援だけでは願いに近づくことは決してできない。後継者は同時に中継者だ。こどもたちだけに後継を押し付けるのではなく、大人たちもこどもたちへの中継者でなくてはならないし、後継者はそのまま中継者とならなくてはならない。戦争のことを語る老人をウザイと感じる若い大人世代の書き込みなどを見るにつけ、中継者の育成は必ずしもうまくいっていないのかなと感じる中で、現中継者である戦後世代のリードが形骸化したとき、平和学習もまた単なる思い出になってしまわないか心配だ。思いの起点である戦前戦中世代が、これから先、活動の中心からは遠ざかっていかれる中で、これまでと同量以上の平和の熱量を引き継いでいくためには、平和都市を標榜する高山市が、これまで以上に強い気持ちを表して市民の心に火をともし続けていかなければならないのではないかと考えるが、市の見解を伺う

- ② 広島市長は、今年の平和宣言で「広島を訪れ、被爆の実相を自ら確かめて、『ヒロシマの心』を理解してください。」と世界中の為政者に呼びかけられた。自らの目で見て話を聞き、感じることによって、自分の頭で考えることに直結する実相の確認こそが、何よりも平和意識を人々に芽生えさせ醸成させる力を持つと考えるが故の発信に違いないと理解しているし、それは真実だと確信している。『ヒロシマ』は『ナガサキ』とともに本当に悲しい出来事だが、その事実は平和を語るうえで直視しなければならないものであり、本市でも教育旅行などでプログラムされていて、多くのこどもたちに平和を考える深い衝撃を残している。一方で「実相」とは、「８０年前にわがまちで何が起きていたかを伝える実物資料」だ。『ヒロシマ』を教育旅行で選択するこどもたちは全員ではないかもしれないが、高山の実相には全員が触れられる。その意味でも高山のこどもたちは、『ヒロシマ』を確認できなかったならなおさら、高山の戦時の実相を実物見分し、事情を知る人の話を聞き、このまちに起きていた事に思いを巡らし、そこからこの国と世界に何が起きていたのかを『ヒロシマ』『ナガサキ』や他の出来事と併せて探り、平和のための行動とは何かを自らの頭で考えることが大切なのだと考えている。そういった積み重ねが、本市の平和教育

を深め平和都市宣言の精神を全うしていくことにはなりはしないかと期待を持っている。こどもたちが行き着いた平和のための行動様態がそれぞれみな違ったとしても、よしんば結論に至らなかったとしても、平和を愛する強い気持ちはしっかり育まれるはずであり、だからこそ素晴らしく意味のある平和教育なのだと考えるものだ。実相確認の大切さはそこにあると考えている。3月定例会での、「戦時の遺物展示と併せたまちなかの平和学習拠点の設置について」の質問では、その大切さはご理解いただけたものの、「平和拠点の整備は考えておらず、市民活動への支援や散在する遺物のPR、Y o u T u b eでの学習成果発信などをもって機能代替していく」とのお答えであった。市民活動の限界から市の取組みを強化すべき今、一部のこどもたちしかできていない散在する実相の見分、並べられているだけで由来のわからない展示物など、どうしたらもっと有効に活用できるのだろうか。「市はちゃんとやっている」「別の形で機能確保している」「だからそれで責任は果たしている」にとどまることなく、「過去から学び未来へ伝える」取組みについて、平和の拠点づくりも含め、今よりさらに意欲的な検討を是非お願いしたい。意欲が確認できるお話をいただきたい

【小 井 戸 真 人 議 員】

1. 高山市こども未来計画に基づく今後の取組について

- ①国は令和5年4月にこども家庭庁、市では令和6年4月にこども未来部が設置され、こどもに関する政策が一元的に推進されることとなった。それぞれの組織の設置によってどのような効果が得られているのか
- ②従来、国におけるこどもに関する政策の担当部署は厚生労働省、内閣府、文部科学省が担っていたが、それぞれの担当部署の移管、連携の下、こども家庭庁が設置された。市においてもこどもに関する政策を実施していく上で市長部局と教育委員会部局の連携が課題であったが、こども未来部の設置によってどのように連携が図られているのか
- ③こども家庭庁はこどもまんなか社会を提唱している中で、こどもまんなか実行計画2025においてもこども・若者が権利の主体であることが明記されている。今年の4月に児童福祉法が改正され、児童虐待対策が強化されているが、市における児童虐待の現状をどのように分析しているのか
- ④こどもまんなか実行計画2025においても、こどもの貧困対策は重要事項として取り上げられている。市における実態と取組状況は
- ⑤保育人材の確保を目的として処遇改善や配置基準の改善、ICTの推進等による働きやすい職場環境づくりが進められているが、保育人材確保はどのような状況となっているのか
- ⑥こども未来計画ではこども権利条例（仮称）の検討を進めると示されているが、どのように取組を進めるのか

2. 高山市DX推進計画に基づく取組について

- ①会計検査院の報告ではマイナンバー制度における情報照会が活用されていない状況が報告されているが、市はどのように受け止めているのか
- ②高山市DX推進計画（第2期）に基づきDXが推進されている。取組の柱として示されているDXによる市役所業務の刷新は重要な取組であるが、職員の負担軽減はどのように図られるのか

③岐阜県地方自治研究センターが県下の自治体職員に対して実施した「自治体D Xに関するアンケート調査」では、D X推進に関して、前向きに捉えている職員が多数いる中で、負担増や標準化に対する懸念の意見も少なからずある。職員の意識を高めることや理解を深めることが重要であると考えてるが、どのような取組を進めるのか